

令和7年(2025年)7月8日

重大事態に関する報告書 (公表版)

松本市いじめ問題対策調査委員会

目次

1	はじめに	2
2	調査の目的	2
3	調査における配慮事項及び調査方法	2
4	調査組織について	2
	(1) 調査委員会の職務	2
	(2) 調査委員会の構成	3
5	調査の経過	3
6	調査の実施方法	4
7	当該事案の事実経過	4
	(1) いじめの定義を踏まえた事実の確認に当たって	4
	(2) 本件の端緒及び対応経過等	4
	(3) いじめ行為の事実関係について	11
8	当該事案の事実経過から認定しうる事実	22
9	調査結果と考察	24
	(1) 被害生徒が教室に入れなくなった原因	24
	(2) 被害生徒が教室に入れなくなるまでの当該校の対応	24
10	被害生徒に対する学校の対応	25
11	再発防止に向けた提言	25
	提言1 当該校における対応について	
	(1) 初期対応としての事実関係の把握	25
	(2) 学校いじめ対策組織による対応	25
	(3) いじめ防止対策の強化	26
	提言2 松本市教育委員会における対応について	
	(1) 学校への指導・支援について	26
	(2) 教職員研修の充実	26
12	終わりに	27
	(参考資料) 当該校が行った被害生徒へのケア	28

1 はじめに

本報告書は、令和4年（2022年）度に、松本市立中学校（以下「当該校」という）1年生の生徒が、友人との人間関係に起因して精神疾患を患って長期不登校に至った事案（以下「本事案」という）について、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定される「重大事態」の疑いがあるものとして市長の指示により「松本市いじめ問題対策調査委員会」（以下「調査委員会」という）が調査を実施した結果に係る報告である。

なお、本報告書では、以下の点を重視することとした。

- ・ 本事案に係る生徒間での行為の事実を明らかにし、それらの行為の中にいじめがあったのかを精査する。また、それらの行為により被害生徒がどのような苦痛を覚えたかを示すこと。
- ・ いじめの原因を特定の加害生徒に起因させてその断罪を求めるものではなく、いじめ行為が起こった背景を示すこと。
- ・ 本報告書が、当該校のみならず、学校におけるいじめ防止及び適切な対応に向けた実践力の向上に寄与するものにする。それにより、同類の事案の再発防止に貢献すること。

2 調査の目的

本事案に係る調査では、次の点を明らかにすることを目指した。

- ・ いじめ行為の事実（いじめはあったのか）
- ・ いじめが起こった原因・背景（なぜ、そのようないじめがあったのか）
- ・ いじめ行為に対する対応の適切さ（学校によるどのような対応があったのか）
- ・ 再発防止に向けた提言（いじめ防止のための教訓はなにか）

3 調査における配慮事項及び調査方法

本委員会は、何よりも公平・中立の観点から先入観を持たずに調査することを心掛けた。また、本事案が生じた原因を明らかにし、再発防止に主眼をおくことを委員全員で確認した。

調査方法としては、本人及び保護者、教職員等から詳細な聞き取りを直接行うとともに、関係者から提供された資料の確認を行った。

4 調査組織について

(1) 調査委員会の職務（松本市いじめ問題対策調査委員会条例第3条）

ア 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ・ いじめ防止等のための対策に関すること。
- ・ いじめ防対法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- ・ その他教育委員会が必要と認めること。

イ 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(2) 調査委員会の構成（松本市いじめ問題対策調査委員会条例第4条）

ア 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・ 学校教育関係者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 有識者
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

ウ 委員構成（令和6年度）

団体名	役職	氏名
松本市校長会	校長会会長（鉢盛中学校長）	中川 満英
松本市校長会	校長会副会長（寿小学校長）	市川 元彦
松本警察署	生活安全第一課長	市川 幸誠
長野地方法務局松本支局	総務課長	清水 通庸
松本児童相談所	相談判定課長	今井 敏弘
松本大学	総合経営学部教授	矢崎 久
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林 優子
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川 和彦
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曾根正勇
浅川法律事務所	弁護士	浅川 清実
森本法律事務所	弁護士	森本 遼
澤田若菜法律事務所	弁護士	澤田 若菜
(株)コミュニケーションズ・アイ	代表取締役	伊藤かおる
松本市PTA連合会	監事	木村なつ子

5 調査の経過

- 令和6年 2月 2日 定例いじめ問題対策調査委員会にて事案を共有
3月 28日 被害生徒保護者への面接調査①
5月 14日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて調査方針を協議
5月 29日 被害生徒保護者への面接調査②
7月 19日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて調査方針を共有
8月 2日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて調査内容の協議
9月 10日 関係生徒及び保護者への面接調査
9月 13日 関係生徒及び保護者への面接調査
10月 4日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて調査結果の共有①
12月 16日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて調査結果の共有②
令和7年 4月 21日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて報告書の検討①
5月 19日 臨時いじめ問題対策調査委員会にて報告書の検討②

6 調査の実施方法

- ・ 被害生徒保護者への面接調査 令和6年3月28日
調査方針の説明及び被害生徒保護者からの要望を聞き取った。
- ・ 被害生徒保護者への面接調査 令和6年5月29日
被害生徒保護者がとらえる本事案におけるいじめの内容を聞き取った。
- ・ 加害生徒及び保護者への面接調査 令和6年9月10日、同年9月13日
学校報告書及び被害生徒保護者からの聞き取り内容をもとに、聞き取りを行った。生徒から話を聞く際には保護者は別室に控えていただいた。また、保護者から話を聞く際には生徒は別室に控えていただいた。
- ・ 聞き取りを行った後は、臨時調査委員会を開催し、内容を調査員で共有するとともに、更なる聞き取りの必要性の有無について協議を行った。

※なお、被害生徒本人へは、心身の不調等により聴取を行うことができなかった。

7 当該事案の事実経過

(1) いじめの定義を踏まえた事実の確認に当たって

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、いじめは次のように定義されている。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記による定義では、いじめを受けた本人が「心身の苦痛を感じている」ことが要件とされている。

(2) 本件の端緒及び対応経過等

本事案について、当該校の危機対応委員会が整理した経緯は次のとおりである。

なお、表中の下線部が、被害生徒または被害生徒保護者より申告のあったいじめ行為として疑われる内容である。

日（曜）	出来事	内容及び対応等
R5.1.16(月)	○朝、被害生徒保護者が学校へ電話をする。	<被害生徒保護者の話の内容> ・ 本人が学校へ行きたくないと言っている。今日は学校を休ませたい。
	○夕方、学級担任が被害生徒保護者へ電話をする。	<被害生徒保護者の話の内容> ・ 本人に学校へ行けない理由を尋ねたが、話すことはできない。 ・ 紙へ書くことを提案したところ、本人がA4用紙2枚に渡って綴った。

R5.1.16(月)		<p><被害生徒が綴ったメモの内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子バスケットボール部の仲間から<u>プレイに臨む姿勢について強い言葉で責められることが4月から続いている。</u> ・<u>部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いている。</u>
※以後、被害生徒は、校内教育支援センターを拠点に学校生活を過ごす。		
1.19(木)	○被害生徒が担任に気持ちを伝える。	<p><被害生徒の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒2名とのこれまでの関わりの様子、具体的なやり取りについて語る。 ・今後加害生徒2名とは距離をおきたい。 ・クラスには戻りたいが、今は難しい。
1.23(月) ～ 1.27(金)	○担任が、加害生徒2名へ聞き取りを行う。	<p><加害生徒2名の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒が、個人的な秘密をバラした。 ・被害生徒が、スマホの保護シートにひびが入るきっかけをつくった。等
1.31(火) ～ 2.1(水)	○担任、加害生徒、被害生徒で「謝罪の会」を行う。	<p><謝罪の会の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒、加害生徒双方が「自分が嫌だったこと」「謝罪したいこと」を語った。 ・被害生徒から、部活動をしばらく休むことにしたいという気持ちが語られる。
2.17(金)	○被害生徒が医療機関を受診する。	<p><受診の様子></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援の先生が同行する。 ・病院から薬の服用の指示を受ける。
3.1(水)	○校長、教頭、担任等が被害生徒、被害生徒保護者と面談を行う。 ○被害者保護者が、被害生徒のLINEの内容を印刷した資料を学校に渡す。	<p><被害生徒の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年は校外教育支援センターも利用したい。
3.2(木)	○校長、教頭、担任等で支援会議を行う。	<p><支援会議の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>LINEの内容には、脅迫や暴言の形跡が含まれている。</u>学校としては警察やスクールロイヤーの意見を聞きながら、加害生徒への指導をしていく。
3.3(金) ～ 3.6(月)	○被害生徒保護者と担任が面談をする。	<p><被害生徒保護者の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の治療が一番。指導により被害生徒への仕返しが心配。 ・医師からは加害生徒と一切かかわらない環境が必要だと言われている。 <p><学校が伝えた内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の学校の指導内容については事前に相談をさせてほしい。
3.13(月) ～ 3.20(月)	○教頭、担任、被害生徒保護者で3回面談をする。	<p><被害生徒保護者の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒2名への指導は希望しない。 <p><面談で確認されたこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINEの内容を丁寧に確認し、加害生徒か

3.13 (月) ～ 3.20 (月)		ら被害生徒へ以下の①～③の行動があったことを確認した。 ①誕生日プレゼント代と称した金銭の要求 ②被害生徒保護者の運転する車内で叩かれたこと ③前髪を切ることの強要
4. 3 (月)	○担任が被害生徒保護者へ電話をする。	<被害生徒保護者の話の内容> ・医師から診断があり、“向こう6か月は付き添いが必要”と書かれた。
4. 4 (火) ～ 4.18 (火)	○被害生徒が校内教育支援センターで過ごす。 ○学校が被害生徒保護者と7回ほど連絡を取り合う。	
4.19 (水)	○担任が被害生徒保護者へ電話をする。	<被害生徒保護者の話の内容> ・過去に次のようなことを加害生徒にされた。 ①顔を叩かれた。 ②筆記用具をトイレに流したと言われた。 ・被害生徒に無理をさせたくない。家庭で学習をする場合には課題を出してほしい。
5.10 (水) ～ 5.17 (水)	○校長、教頭、担任、被害生徒保護者で3回面談する。	<面談の内容> ・被害生徒保護者が、加害生徒2名に対する指導について了承する。(5/10) ・加害生徒への指導の方針を確認する。
5.18 (木)	○教頭、担任が被害生徒宅へ家庭訪問をする。	<家庭訪問での話の内容> ・加害生徒に対し事実確認を行うことについて、被害生徒が了承した。 <被害生徒保護者の要望> ・加害生徒がどの事実を認めたか教えてほしい。
5.19 (金) ～ 5.22 (月)	○学校が、危機対応委員会を設置する。(5/19)	<危機対応委員会の内容> ・被害生徒保護者より依頼のあった調査について方向を検討。
5.23 (火)	○学校が加害生徒2名へ聞き取りを行う。 ○学校が加害生徒保護者へ事情を説明する。	<加害生徒保護者の反応> ・直接謝罪したい。
5.24 (水)	○校長、教頭が被害生徒保護者と面談する。 ○学校が松本市教育委員会(以下「市教委」)へ第1報を入れる。	<面談の内容> ・加害生徒からの聞き取り及び加害生徒保護者への事情説明の様子を伝える。 <被害生徒保護者の話の内容> ・更に事実の確認をしてほしい。

～ 6.16 (金)	<p>○学校が加害生徒、加害生徒保護者に複数回聞き取りをする。</p> <p>○学校が聞き取りの結果を被害生徒保護者へ説明する。(随時)</p> <p>○学校がクラス LINE への情報の拡散について調査する。</p> <p>○被害生徒は、教育支援センターを拠点に学校生活を過ごす。</p>	<p><被害生徒保護者の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝罪は食い違いが解消されれば受ける。
6.21 (水)	<p>○校長、教頭が被害生徒保護者と面談する。</p>	<p><面談の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の調査結果を被害生徒保護者へ中間報告。 <p><被害生徒保護者の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝罪はタイミングが来たら受ける。
6.26 (月)	<p>○学校がクラス LINE グループ内での拡散情報について削除するよう指導する。</p>	
7. 6 (木)	<p>○校長が加害生徒2名及び加害生徒保護者へ説諭。</p>	
7.10 (月)	<p>○校長、教頭が被害生徒保護者と面談する。</p>	<p><面談の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒及び加害生徒保護者への指導について報告。
7.11 (火)	<p>○被害生徒保護者が学校に電話をする。</p>	<p><被害生徒保護者の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り内容で未だ相違点がある。市教委への報告上、問題はないか。 <p><学校の返答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取りの相違点があることも含め、市教委へ報告する。
7.24 (火)	<p>○校長、教頭が被害生徒保護者と面談する。</p>	<p><被害生徒保護者の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒保護者からの謝罪は、被害生徒が安心して通える方策などが定まってから考えたい。 ・グループ LINE から、他への SNS の拡散の可能性については調査をしてもらいたい。
7.25 (水)	<p>○市教委は校長、教頭から経緯等について報告を受ける。</p>	
8. 8 (火)	<p>○被害生徒保護者が市教委へ電話をする。</p>	<p><被害生徒保護者の要望></p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害生徒が安心して学校へ通えるような方策を一緒に考えてほしい。 ②「いじめ重大事態」として今回のいじめを扱ってほしい。
8.10 (木)	<p>○市教委が被害生徒保護者へ電話をする。</p>	<p><市教委の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接会って話がしたい

<p>8.17 (木)</p>	<p>○市教委担当者が被害生徒保護者と懇談する。</p>	<p><被害生徒保護者の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学校とのやりとりの経緯を説明。 ・医師から出された診断書2枚を提示。 ①R5.4.1付「心的外傷後ストレス障害」 “今後6カ月は常時付き添いが必要”と記載。 ②R5.6.20付 原因の欄に“同級生からの心的外傷”と記載 ・加害者と被害者で話の食い違いがある。 ・グループLINEの他に3名が外へ情報を拡散した可能性がある。うち2人は同中学校生徒。1名は通っていた塾の講師。塾の講師に直接会いに行ったが、もう離職したとのことだった。 <p><市教委からの話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向について、被害生徒保護者、学校、市教委で相談する機会をもつことを約束。 ・いじめ重大事態は、被害生徒への再聞き取りとなる。医師は本人への聞き取りについてどう考えるか、意見を聞く必要があるのではないか。学校の同行受診を検討していただき、学校と連絡をとってほしい。 ・医師と学校と保護者が情報を共有することが今後も大切なのではないか。
<p>8.17 (木)</p>	<p>○学校が被害生徒保護者と連絡をとる。</p>	<p><連絡の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/29の受診に教頭が同行することを承諾いただく。 ・被害生徒の今後の学校での過ごし方について、8/29の受診後に相談の機会を設ける。
<p>8.18 (金)</p>	<p>○こころの鈴職員、子どもの権利擁護委員が学校を訪問する。</p> <p>○被害生徒が精神科へ受診する。学校(教頭、自立支援教員)が同行する。</p>	<p><懇談の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校がこころの鈴職員、子どもの権利擁護委員に状況説明。 <p><こころの鈴職員の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の学校復帰に向け、丁寧に進めていただきたい。 <p><被害生徒の様子></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級へ復帰したいという気持ちを語る。 <p><医師の助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害生徒が、本人の復帰への気持ち、現在の級友と遊んだり出かけたりできている状況を踏まえ、学級への復帰に向け、学校の先生方と相談して進めるのがよいだろう。
<p>8.29 (火)</p>		

8.29 (火)		<p>②復帰は大変なことではあるが、楽しい経験をたくさん積み重ねていくことが、本人の今後にとってよいだろう。</p> <p><再調査を行うことに対する医師の助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再調査に本人が応じ、過去をほじくり返しても悪くなることが予想される。 ・あまりにも学校へ行くことに怯えてしまったり恨み辛みの報復の手段として考えていたりする訳でなければ、深掘りはしない方がよいのではないか。 <p><被害生徒保護者の反応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わかりました」と医師の助言を受け止める。
9.11 (月)	<p>○学校にて支援会議が行われる(校長、教頭、担任、被害生徒、被害生徒保護者、市教委指導主事)。</p>	<p><被害生徒の話の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に戻るにあたっては不安が95%。 ・大勢いるので、急に大勢になるのが怖い。 ・移動教室で加害生徒に会うのが怖い。ただ、仲のよい友達といれば会っても大丈夫。 <p><学校からの提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援センターもしくは教育支援センターからのオンライン授業に参加するのはどうか。(⇒本人・保護者が同意) <p><被害生徒保護者の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択にあたって、評価をできるだけつけてほしい。(⇒学校長が実現を約束)

被害生徒の話や学校による本人への聴取による被害に係わる申告等について整理した経緯は次のとおりである。

日(曜)	被害の状況
R5.1.16(月) <メモの内容>	<ul style="list-style-type: none"> ・女子バスケットボール部の仲間からプレイに臨む姿勢について強い言葉で責められることが4月から続いている。 ・部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いている。
1.19 (木) <話の内容>	<ul style="list-style-type: none"> ・BとCにいろいろ迷惑をかけて申し訳なかった。 ・BとCのノリを断ることができない。 ・自分がいっぱいいっぱいの時に、BとCに対して無視をしてしまい、申し訳なかった。 ・「○○しなかったら絶交ね」と言われ、ゲームに参加させられる。 ・罰ゲームと称して、やりたくないことをやらされたり、パシリにさせられたりした。 ・Cに顔を叩かれる。 ・ものを投げつけられる。 ・筆箱をひっくり返される。 ・Bにこめかみをぐりぐりされる。 ・BとCに髪の毛を縛るゴムを取られる。 ・今後加害生徒2名とは距離をおきたい。 ・クラスには戻りたいが、今は難しい。

<p>1.25 (水) ＜聞き取り＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教室復帰に向けて、BとCに責めるようなことを言われるのが怖い。 ・二人のノリの中で悲しい思いが募って、学校へ行かなかった。 ・自分の癖について理由を聞かれると、自分でも分からなくて困ってしまうことが苦しかった。 ・「○○しなかったら絶交ね」という流れが悲しい。 ・偽告白が嫌だった。他の人も巻き込んだことが申し訳なかった。 ・元好きな人に対して、<u>いじられたり、からかわれたりすることが嫌</u>だった。 ・親失格や好きな人の名前を書かれるなど、そのときは許せると思ったけれど、一人になったときに想起すると嫌だと思った。 ・<u>顔を叩かれたり、髪ゴムを取られたりすることが悲しかった。</u>
<p>1.31 (火) ～ 2.1 (水) ＜謝罪の会＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二人には謝りたい。 ・教室に戻ってきたときに、相手が私に対して、心ない言葉を言ったり、BとC二人でこそこそ話をしたりしないでほしい。 ・部活動をしばらく休むことにしたい。
<p>3.1 (水) ＜要望＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来年は校外教育支援センターも利用したい。
<p>6.5 (月) ＜事実確認のための聞き取り＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日プレゼントについて、二人からもらっている。二人から誕生日プレゼントをもらっていないと言われた。二人から「1万円もっているでしょ」と言われた。最初は3,000円と言われたけど、2,000円くらいならいいよと言ったら、そうだった。そうしたら、<u>二人で4,000円（南松本のイオン）払った。</u>BとCは自分からあげたのに、Aは言われてから買ったと言われた。私はあげなくてもいいのかと思っていたら、言われたのでびっくりした。 ・<u>文房具を隠されてトイレに流したとCに言われた。</u>トイレに探しにいったが無くて、教室に戻ったらあるよと言われて、ホッとされたけど、ショックだった。また、文房具の中身を全て巻散らかされた。 ・<u>顔を叩かれたこと</u>については、BとCの二人から叩かれることが多かった。一回だけでなく何回もある。移動教室で他の人がいないときや休み時間など。 ・親の車の中で、「私たちのどちらが好きか」と聞かれ、「B」と答えたら、Cが後ろから乗り出して、私の頭とか顔とかを叩かれた。 ・元クラス LINE に、最初にCが自分（A）になりきって、「女子全員嫌い」「男子全員好き」や「中指スタンプ」「B嫌い」「恋する女、見逃してね」などを投稿し、Aは「うちじゃないかんね」と弁解するが、B「Aじゃん。Cのせいにするの」と投稿。Cも「うちのせいにするの、Aちゃん最低」と投稿した。 ・<u>顔に落書きされたこと</u>について、「真剣にメイクするから目を閉じて」と言われて、アイコンで落書きされた。「いや～やめて」と何度も言ったけれど、BとCは聞いてくれなかった。夏頃に何回もCの家でやった。Cのアイライナーがなくなって「弁償してくれ」と言われた。 ・夏ぐらいに<u>クラス LINE で元好きだった人に送られたり、アイコンに</u>されたりした。Bが送った。LINE に上げていいかと聞かれて、どうせやると思ったので、もういいと思った。 ・前髪について、じゃんけんをして負けた罰ゲームとして、「テストまでノー勉強か、髪を切るか、切つてこないと絶交」と言われた。

6. 5 (月) <事実確認のための聞き取り>	・髪をつかまれ走らされた。Bの家に向かうときに、Cに髪をつかまれて、「走れ」と言われた。Bが「けがをしているから家までおんぶして」と言われたので、おんぶした。Bにおんぶで走れと言われた。Aが転んで泣いたら、「BとCにうちのせいになるから泣かないで」と言われた。
8. 29 (火) <気持ち>	・学級へ復帰したい。
9. 11 (月) <話の内容>	・学校に戻るにあたっては不安が95%。 ・大勢いるので、急に大勢になるのが怖い。 ・移動教室で加害生徒に会うのが怖い。ただ、仲のよい友達といれば会っても大丈夫。

以上の経緯から、被害生徒または被害生徒保護者から訴えのあるいじめ行為は、次のA表のように整理できる。

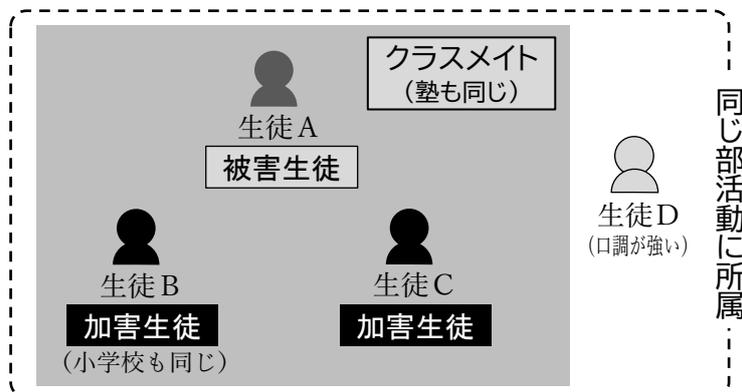
A表

- ① 部活動の仲間からプレイに臨む姿勢について強い言葉で責められることが令和4年（1年次）の4月から続いていた。
- ② 部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いていた。
- ③ 被害生徒と加害生徒とが加入するグループLINEに脅迫や暴言の形跡が見られた。
- ④ 誕生日プレゼント代と称した金銭の要求があった。
- ⑤ 前髪を切ることの強要があった。
- ⑥ 筆記用具をトイレに流したと言われた。
- ⑦ 顔に落書きをされ、クラスLINE等に流された。

本表の整理を手掛かりに、本委員会では被害者側、加害者側から聞き取りを行い、事実関係とその背景を聞き取ることにした。

(3) いじめ行為の事実関係について

ア 本事案に係る人間関係



イ 個々の事実確認

- ① 「部活動の仲間からプレイに臨む姿勢について強い言葉で責められることが令和4年4月（1年次）から続いていた」ことについて
生徒B及び生徒B保護者、生徒Cからは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ 私は聞いてなかったが、もう一人の子から、私がバスケ部に入ったのでAもバスケ部に入ったみたいだ、ということを知った。
- ・ 部活の同学年にはA、自分、C以外にもう2人いる。そのうちの1人のDは結構怒るタイプで、Aとは仲が悪い。何でもないことにもキレるタイプで、Aは言いたいことを言えないから、私が代わりに言ってあげて仲直りさせたことがあった。Dは私や他の人とも喧嘩はしていたけど、Aと一番喧嘩していた。
- ・ Dは気が強いし口もちょっと悪いので、AよりDの方が強いという感じはあったが、Aも言いたいことは言っていた。
- ・ Aは自分の考えをみんなの前では言えないが、個人個人では普通に話せる。Dとも小学校の頃の部活（金管）が一緒に仲が良かったので、喧嘩していないときはDに自分の考えを話すことができる。

<生徒B保護者より>

- ・ Cさんはもともと小学校からその種目（バスケ）をやっていた。Aさんが学校へ来なくなった前の日の土曜日でもそうだが、部活で2人一組になるときに、Bも他の子も「Cさんと練習したい」といって、Cさんを取り合うようだ。その中で、必然的にAさんがポツンとなることがある。Bは「別に、Aさんとやるのが嫌ってわけではなく、うまい子と練習したいってことで、Cさんを取り合ってしまった」とは言っていた。
- ・ Aさんがボールをもらって焦って相手チームの子にパスしちゃうことが続いた時に、みんなで「Aちゃん」って言ったり、「その場所には何秒以上いちゃいけない」と言ったりしたことはあるようだ。チームメイトに注意するつもりでそういう風に言うことは、BもAさんも結構あるようだ。
- ・ 「部活動のプレイのことでBがAさんに注意していることが、Aさんにとって悲しかったんじゃないか」と、学校からは言われた。同じチームの中で言い合ったり注意し合ったり（Cさんはもともとやってたから「教える」っていう感じで）することがいけなかったと言われると、なんて言ったらいいのかわからない。
- ・ それが辛かったのなら「ごめんね」としか言えないが、逆に、Bも同じようにAさんに言われたこともある。Bもその種目の経験が全くなく、Aさんと同じような力なので。

<生徒Cより>

- ・ Aは試合の中で積極的でないプレイが多く、私や他の部員から「こういう位置にいたほうがいいよ」などと伝えることがあった。

証言からの考察

生徒Aへどのような言葉や態度で伝えたのかについては証言が得られなかったため、伝え方やその頻度によっては生徒Aがこれらの指摘を前向きに受け止められなかった可能性は十分にあったと思われる。また、部活動では、生徒Aが一人になる状態があったとの証言から、孤独感やつらさを感じていたことは否めない。

しかし、生徒B及びCの証言からは、単なるプレイ中のアドバイスを超えたいじめ行為があったとは認定できない。

② 「部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いていた」ことについて
生徒B及び生徒B保護者、生徒C及び生徒C保護者からは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ 「叩いてかぶってジャンケンポン」のゲームが流行っていて、それをAとCと3人でやった時に、Aを叩いたり、私もCも普通に叩かれたりした。お互いにちょっと弱めの強さで、バシッという強さでもビンタのような強さでもなかった。
- ・ Aのお家の人の車の中でAを叩いたことは覚えていない。叩いたとすれば、多分、「叩いてかぶってジャンケンポン」のゲームをやっていてAを叩いたということなのかもしれない。

<生徒Bの保護者より>

- ・ それはわからないが、Bも叩かれたとは言っていたので、正直言ってそういうことがあったかもしれない。

<生徒Cより>

- ・ A、B、Cの三人で、「叩いてかぶってジャンケンポン」というゲームをする中で、叩いたことがある。
- ・ ゲーム以外でもAの顔を叩いたことがある。Aに「内緒だよ、誰にも言わないでね。」とあって秘密の話をしたのに、Aが他の子に秘密を漏らしてしまって、怒って叩いた。口で注意しても、直してくれないし謝ってもくれないので、腹が立った。あとは、Aに「CよりもBの方が好き。」と言われたことがあって、「なんでよ」となって、叩いてしまった。友達なので話し合いの機会を持って、「お互いにされて嫌だったことを話そう」となったときに、Aが「叩くのは嫌だ」という意見を出したので、それからは叩いていない。

<生徒Cの保護者より>

- ・ 家にAさんが遊びに来る際も、仲良さそうにしている姿しか見ておらず、叩くのは見たことがなかった。

証言からの考察

Cの証言からは、ゲーム以外の場面でもAに対し立腹して叩いたことがあると認められる。一方で、CはAとの話合いにより叩くのをやめたと述べており、継続的に叩く行為があったことまでは確認できていない。

③ 「被害生徒と加害生徒とが加入するグループ LINE に脅迫や暴言の形跡が見られた」ことについて

生徒B及び生徒C、生徒C保護者からは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ たまにCとAが喧嘩して、そういう風にLINEで色々言い合っていた。何て言っていたかはっきり覚えていないが、喧嘩して「絶交」などと2人で言い合っていたのを覚えている。

<生徒Cより>

- ・ 秋頃から少しずつ、Aの小さい嘘やドタキャンなどに対する不満がつのって
いて、イライラし、私が嫌だという気持ちを分かってほしくて、エスカレート
してしまった。今考えるとすごくダメなことだけれど、その時は感情が止められ
なかった。

<生徒C保護者より>

- ・ LINEでのやりとりは見ていない。C本人は消したと言っていた。

被害生徒保護者から提供されたLINEのやりとりには、次のようなメッセージが記載
されていた。

<生徒Aに向けた生徒Bからのメッセージ>

投稿期日	メッセージの内容
10月1日	てかちんちん今どこ、うわきた、ババアや、だまれ、うぜえ…、ゴリラキャラ狙って る、ちんちんはうちの悪口言われても否定しない人、めっちゃちんちんのこと好き
10月2日	ハブられとる
10月3日	怒りの矛先がAに向きそう、A仲間はずれ
10月5日	今日遅れたら死刑、お前既読遅い
10月6日	お菓子Aにはあげない
10月21日	ほんとだ、うわ、さすがに引く、やっぱり嘘つきやん、Cやってやれ
10月27日	前髪切りすぎた、Aみたいになった Aさん既読無視するってことは来なくていいってことでいいですね
11月3日	嘘つきすぎ
11月4日	意見コロコロ変えんな、これはウザすぎる、うざくね、うちらのこと悪者にし といて、自分は舐めた態度とってる
11月26日	最初に言うんじゃないで、既読スルーされてから言うんだ、LINEでたいして謝 ってなくない？ 待ってしか言ってない、言い訳、適当な言い訳はバレるよ
12月31日	Aちゃんのニキビの数は嘘ついた数なのか
1月1日	うちらは3人のお金とか全然かけてるのに惜しまないのにAは嫌がってるの 悲しくない チクってる親にね まあゆうてプリの200円払うくらい 嫌なら嫌って言えばジャンケンになるのに 言わんからなあいつは 反省しとらんくせにー いらいらする、すぐに意見言わないところ 思ってもないのに言うところ ADHDだからあー言いそう、それらしいのはちらほらある 爪こすり、あれイライラする 話聞いてない時によくする なんでも理解できねーんだよって思っちゃう Aってめっちゃ的確なこと言うよね うちらがされたことしてやりたい 治す努力が見えない ウザすぎる うわ、うっざ おわってる ウザさ LvMAX よな

- 1月2日 ばーかばーか嘘つきアハウコ、名前がうん子みたい、子だから
 1月3日 Aちゃんなんか悪口いってたよ、は結構大袈裟に言ってる
 FをAと同じにしないで欲しい
 マジで嫌
 Fの方が全然いい
 A嫌いだら
 Aに年賀状送られたけど
 返さなくていいよね
 資源の無駄
 そうゆうところかってにするから
 うちらがパシってるっていわれる

<生徒Aに向けた生徒Cからのメッセージ>

投稿期日	メッセージの内容
9月6日	(ある友達から)都合のいい相手だと思われてるんだよ
9月21日	骨格ストレート、同じ体重、まあがんば、クラスラインにおーくろ、なんか言ったら?、ひどい
9月25日	お前の方がうちにやばいことしてっかん、なんかそれいらつく
9月26日	うわ嘘ついた
9月30日	そいえばおばさんどこ?おばさーん、ちんちん、豚、ゴリラ
10月1日	なんかうぎ、その顔うざい、うちらちんちんに暴言とか言う、でも実際相手もいるオプチャで悪口言えるくらい仲良い
10月2日	今日お土産わたすわ(Aちゃん以外)、はぶってない、日頃の行いのせい、ハロウィン仮装(Aちゃんは強制全身タイツ)、乳首書こう、肩甲骨にまんげかこ
10月3日	うそつけ、本気で探せ、Aちゃんのせい
10月5日	Aちゃん最低、お前が待たせてんねんぞ、なめんな、入れやブタ、だまれ一瞬でいいから入れ、申し訳ないと思わへんのかよ クズ、待ってろ、意味わからん、でろよ
10月6日	なめんな早く帰ってこい
10月8日	お前最低、A最低、謝れ、お前が悪い
10月10日	なんで無視すんの?
10月11日	既読ぐらいつけたら?
10月14日	わすれんなよ、忘れたら殺す
10月15日	だまれ、ごめん当たり前のこと言ってもた
10月16日	きっしょ
10月16日	えらい上から目線や、うちの前で嫌い嫌い言うくせに本人には媚び売んの何?
10月19日	A全問正解多くてイラつく
10月21日	また嘘ついた、どうしてうそついたの?ってとこだけ無視すんなよ
10月21日	A昨日アイコン変えてって言ったなら今探してるの!とか言ってたけど変えてない、うそつき
10月22日	こいつがちいらつく、A既読無視すんな、卑怯、何回繰り返すん、思っていないのに謝られんのが1番いや、うぎ
10月23日	Aまた既読無視したな、A許せぬ
10月24日	だまれや、陰キャやん
10月28日	なんで既読無視するんですか、うぎ
10月29日	無理、いちいちえとか言うな
11月3日	許すわけない、やっぱ話聞かん、自覚しろ
11月4日	うわ反省してないやん、うちの気持ち考えろやクズ、反省しろ、そーゆーとこやぞまじで、でた正論言われたら黙り出す

- 11月5日 また無視するやん、何で既読無視したの？ふぎけんな、は？うそつくな、だまれや
- 11月18日 さようなら、全く反省が感じられません
- 11月19日 うちに言われないと何もしないところから直ってると思わない
昨日も返事こなかったら諦めるとか、ずっとあやまっといたら許されると思う？
不快やから話しかけてくんな、うぎ、5分考えてそれか
反省してないやんほんまに絶交したなかったら家来るぐらいするやろ、まだ言い訳すんの？
来てないんやったら考えてないのと同じ、がちきしょ、なんもなおらへん、いつも都合悪くなったら話そらす
性格悪、関わりたくない、都合よすぎ
前最後のチャンスって言ったよね、いいわけきしょ、話したくないです
誰ですか？タメ口っておかしくないですか？答えだけは達者にできるんですね
自覚できるなら直したらどうですか。治る気がしません、すぐに言えないそういうところから治らない証拠が出てますよ。
誓えますか？
嘘つき、意地はり、頑固、都合いい、友達後回し、自己中、人に言われてからやる、中途半端、努力しない、口答えだけ達者
全部直せるんですね、他にも沢山あり、信じません、さようなら
あなたのしたことを考えて反省してください、クズ女
これからの態度で考えます、さようなら、嫌ですしか言うことがないんですね、本当に嫌だったらもっと本気だと思いますよ。
あなたが治らないことがよく分かりました、さようなら、これが最後です
既読スルーですか。いい度胸してますね、さようなら、未だに来ないところから出てますよ、最後が本当に嫌です
絶交したくない<行くのが面倒さいになってる時点でわかってますよ。
バスケのやるべきことを書いてましたけど何もできていませんよね？書いただけで満足すんなクズ
認めましたね。帰れ、そうやってすぐ諦めるとだよ、悪いのはあなたですよ
絶交したからっても繰り返したらおかしいよね？バスケの試合でちょっとでもまたやったらどうなるか覚えとこうね
絶交したからってまた繰り返すことは許されねえからな、ではさようなら、自分を見返しましょう、さようなら
お前やっぱり反省してないな、口だけやな、さっきまで言ったたことは何？ほんまに信じられへん
- 11月21日 イラつく相手とわざわざ一緒にいる必要ないと思います、許すと思いますか？
- 12月27日 最終確認しまーす、未読無視または既読無視した場合いらないということで捉えます
- 12月28日 期限切れなのでお土産無しで一す
- 12月30日 最低
- 12月31日 だからAちゃんはニキビが大量にあるのか！どーでもいい
- 1月1日 だいぶAちゃんのはらいすぎてる
よくAちゃんは縁切らないね
うちやったら即縁切ってる
てかチクってるわ
よっぽど今まで友達というものが少なかったのだろうな
経験が少ないから
しかもAとBちゃんがキレ気味の時な
キレ気味じゃない時に払ってって言ったら「え?いやだ」っていうのにキレ気味の時は即「いいよ」

顔は反省してる風な
 まじで切れてる時にAちゃんの反省してる風な顔見たらめっちゃイライラする
 あそーいえば最近思ったけどAちゃん ADHD じゃない？
 Aめっちゃいらいらする
 でもAちゃんに「Aちゃんは ADHD だよ」って言ったらこれからなんかやらかし
 ても ADHD だからしょうがないって言いそう
 ばちばち悪口言ってるのに3人のグループで言うっていうメンタルよ
 言わなくても思ってそう
 落ち着きがなくて手遊びするのも特徴らしい
 爪こすり、あれまじうざい、焦った時にマスクこするのも
 Aちゃん嘘ばれそうになったら絶対「どんこと？」って言うやんな
 「どゆこと？」はこっちのセリフや
 さっきまで具体的に話してたのにバレそうになった瞬間に忘れたフリ
 ADHD だとしても ADHD だからってイライラが収まるわけじゃないこっちからしたら
 ADHD だからしょうがないとはならない www 今までやられすぎて
 周りの人はAちゃん許してあげろみたいなこと言うけど(言わなくてもそうい
 う雰囲気出してくるけど)その人達もそれされてきたら許せるわけない
 Aちゃんにされてきたこと話す時みんな呆れた顔で「あ？……」って言うってく
 んのめっちゃ嫌
 分かってくれてない
 そゆことしてきた人(Aちゃん含め)全員に復讐したい
 Aちゃんに「どうやったらなおるん？」って聞いたら自分の意思では直せない
 って言われた時めっちゃ軽蔑した
 今まで絶対治すとか言って来たのに
 どん底に落とされないと自覚できないらしい
 さあこれらを見たAちゃんはどう思うのでしょうか
 響くわけないのはもうわかってるけどねー
 まあ今までやられてきたことを理由にパシれるからいいけど
 前さー、Aちゃんにガチで切れた時に「Aちゃんは今まであんなにやってきた
 んだからもう友達の立場ではいられないよ？
 Aちゃんはもうずっと奴隷としてしかうちらと関われないよ？」って言った
 めっちゃ分かってますよ～みたいなドヤ顔で「うん知ってる」って言われた
 全く言った覚えがないのに「それ前も同じこと言ってたよ？って言われて言っ
 てないって言ったら「うち言われたこと覚えてるから」だって
 めっちゃかちんってきた
 でも自分が思ったより上だと思ってる

1月2日 Aちゃんといるとうちらも人柄悪いって思われるかも、Aきらーいばーかばー
 か、うんこが可哀想、うん子以下だからね、うんこ

1月3日 (年賀状)なのに送ってきたん www、好感度狙いバレてて草、頼んでないのに過
 剰に教科書持ってきたりな
 前嫌すぎて「好感度狙いバレバレやし触られたくないからやめてって言ったw」、
 でも次の時間にされたけど、うんこちゅうやけどいいよ

証言および LINE メッセージからの考察

被害生徒保護者により提供された生徒AのLINEのメッセージの中から、生徒B及び生徒Cは生徒Aを責めたてたり、誹謗中傷したりしていたことが見て取れる。

④ 「誕生日プレゼント代と称した金銭の要求があった」 ことについて

生徒B及び生徒Cからは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ プリクラは400円で（3人で100円ずつ出しても）誰か1人が100円多く出さないといけないから、罰ゲーム（じゃんけん）で負けたら払おうということになっていた。私やCが罰ゲームで負けた時はちゃんと払っていたけど、Aが負けたときは払わなくて、「あ、やんないのね。じゃあできないなら次からやめよう」となることがあった。
- ・ ポテトも400円ぐらいだったが、Aは「私はお金なくてできないけど、やりたい」とか「食べたい」とか言っていたので、「それはおかしくない？」と言った。しかも、財布の中にお金はあったのに。
- ・ 私たちの誕生日に、1,000円か2,000円分お互いにプレゼントを買おうということになった。Aは、プレゼントをもらう側が「これがいい」と選ぶのではなくて、贈る側がおすすめのものを買って渡すのがいいと言っていた。私とCは、自分が「これがいい」と言っただけのものを買ってもらうことになった。
- ・ 私とCの誕生日は近くて春で、Aは秋。先に私とCの二人が、Aにプレゼントを買って渡した。その後、3人で私とCのプレゼントを買いに行った。
- ・ その日に買うことは前から分かっていたのに「お金がないから500円ぐらいしか買えない」と言った。私とCは、約束した金額（1,000円か2,000円）相当の品をAにちゃんと買ったのに「なんで？」ということになった。しかも、Aのお財布には、お金が2,000円か3,000円入っていたので、「なんでこれを使えないの？」と聞いたら、「それは、自分の買いたいものがあるから無理」と言われた。Cが「それはおかしくない？」と言って、結局、その時に二人のプレゼントを買ってもらった。でも、お金を出したがるらない、「お金払わなくてもいいでしょ？」みたいな感じがかった。
- ・ 私は2,000円相当のものを買ってもらった。Cは、欲しいものが2,000円より高かったんで、別の安いものを買ってもらった。
- ・ AがCに誕生日のプレゼント代を要求されたというのは、多分、約束の金額（2,000円）に足りない分はお金でいいや、ということで、お金で返してもらったのだと思う。

<生徒Cより>

- ・ BとCは1,800円程度する物をAの誕生日プレゼントとして贈った。その時点でBとCの誕生日は過ぎてしまっていたので、Aがお返しをくれることになり、みんなで買いに行った。同額のお返しをしてくれる話だったが、買ってもらった物が1,000円だったので、残りの800円は皆でプリクラを撮ったときにお金を払ってもらった。
- ・ この他の金銭のやり取りとしては、三人でプリクラを撮る時に、「ジャンケンで負けた人が出そう」ということになって、Aが負けてお金を出してもらったことが2、3回ある。

証言からの考察

誕生日プレゼントに係る金銭の要求については、生徒Bと生徒Cによる証言は具体的な金額は異なるものの、秋に誕生日を迎える生徒Aのプレゼントを先に買い、誕生日が春先で既に過ぎてしまった生徒B及び生徒Cのプレゼントについては、生徒Aがもらった代金に相当するものにしようという約束になっていたことは一致している。

しかし、生徒Bは、自分の欲しい2,000円程度のものを生徒Aから買ってもらい、生徒Cは1,000円程度のものを生徒Aから買ってもらったが、生徒B、生徒Cが払ったプレゼント代に見合わず、不足分をプリクラ代金として現金で渡したとされる。生徒B、生徒Cの証言が事実であるとするれば、生徒Aは同日に4,000円程度出費することになり、金銭的な負担は重かったことが推察される。

しかし、友人同士のプレゼント交換を超えた金銭の要求があったことまでは、調査からは確認できなかった。

⑤ 「前髪を切ることの強要があった」ことについて

生徒B及び生徒B保護者、生徒C及び生徒C保護者からは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ なんかの罰ゲームでAが負けた時、観光アイドルかなにかで前髪短髪が流行っていて、「じゃあ、それにしよう」ということになった。Aが負けたけど前髪短髪にしなかったの、「やらないの?」と聞いたが、よくわからない返事をされた。
- ・ Aに「テストまでのノー勉強」か「髪を切る」か、の2択を迫ったことはある。「前髪を切ってこないと絶交」ということも言ったことがある。

<生徒Bの保護者より>

- ・ Bは、「Aさんは自分で髪を切った」と言っていた。「最初、嫌だと言っていたけど、調子に乗りだしてふざけて切ったのかも」という話があったのを覚えている。ふざけ半分で「反省で切ったら?」と言ったら、本当に切ってきちゃったからびっくりしたとBは言っていた。

<生徒Cより>

- ・ 前髪をオンマユにする（前髪を眉毛の高さより上にする）のが流行っていて、A、B、Cの三人で「ジャンケンで負けた人がオンマユにしよう」という話になり、Aが負けた。しかしAは「嫌だー」と言って前髪を切ろうとせず、ようやく切ってきてはまだ長かったので、Aに対し「これじゃまだ長いよ、もう一回切ってきて。」と言った。

<生徒Cの保護者より>

- ・ Aさんが前髪を短くしたことは知らない。

証言からの考察

生徒Aが前髪を切ることになったのは、生徒A、生徒B、生徒Cの中で罰ゲーム的に「じゃんけんで負けた人が前髪を切る」とするじゃんけんが行われ、その結果として負けた生徒Aが約束を果たしたということで生徒B及び生徒Cの証言は一致している。じゃんけんで負けたものの、生徒Aは約束どおりに前髪を切ることに難色を示したため、生徒B、生徒Cは前髪を切るように催促をした。ゲームのルールであったとはいえ、嫌がる生徒Aに対し、不利益を生じるような二択を迫ったり、一度前髪を切ったにもかかわらずさらに短くすることを要求するようなことは、Aの容姿や身体に関する自由を害する不適切な言動であったといわざるを得ない。

⑥ 「筆記用具をトイレに流したと言われた」 ことについて

生徒B及び生徒B保護者、生徒Cからは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ クラスでそういうことはあった。CかAのどちらかが相手の筆箱を取って隠し、された方がまた隠すみたいなことをお互いにやりあっていた。私は関わりたくなかったから、「私は関係ないからこっちに持ってこないで」と言って、二人でやりあっていた。
- ・ AとCが、お互いにやりあっていたけど、先生がクラスみんなに聞くと、Cの方がはっきりした性格で強そうに見えるので、Cが悪いみたいにみえる。三人で一緒にいると、強そうに見えるのは私とCの方だとはっきりしているし、そういう風に見えちゃうことはよく言われている。
- ・ その時もAに、「他の仲の良い子と一緒にになったらいいじゃん」と言ったけど、「嫌だ」って言った。Aが一人になりたくないから私たちと一緒にいる、ということは前にCから聞いて知っていた。

<生徒B保護者より>

- ・ 先生がクラスの生徒に聞き取りをしたところ、CさんがAさんの筆箱とかを取り上げてふざけているのをBが隣で見ていた、と何人かの生徒から聞いたそうだ。今までも数回そういうことがあったが、Bが毎回ただ見てるだけではなく、BはCさんに注意をしたし、「先生の印象が悪くなるから私を巻き込まないでね」と、AさんとCさんの二人にも言っていた。Bが同じことされてもちゃんと「嫌」って言うと思うし、そういうとき、Cさんはすぐやめてくれるそうだ。
- ・ 筆箱とかの取り合いがエスカレートするのは、Cさんが始めたことを、最終的にAさんは一緒になってふざけちゃうからで、「嫌だったら自分で嫌って言ってね」ということは、何度も伝えていたようだ。
- ・ 周りのみんなが「Bさんが止めなかったじゃん」って言うけど、Bからは、その時「私が全部Aさんを助けなきゃいけないのか。それに、みんなも見ていたなら自分が言えばいいじゃん」という思いが、ちょっと強く出たと聞いている。

<生徒Cより>

- ・ ふざけ合いのつもりで、A、B、Cで互いに筆箱などを取り合いっこすることがあった。トイレに流したという嘘も、からかうつもりで言ってしまった。

証言からの考察

生徒B及び生徒Cの証言によれば、筆箱の隠し合い等は、生徒Aとの間でふざけて行われていたものであるとのことである。「トイレに流した」と嘘をつくなど、度が過ぎていた可能性はあるものの、調査からはこの行為のいじめ性までは明らかにすることはできなかった。

⑦ 「顔に落書きをし、クラス LINE 等に流す」 ことについて

生徒Bと生徒Cからは次のような証言を得た。

<生徒Bより>

- ・ ハロウィンで仮装していて、A、B、Cで互いに描きあった。Aの写真を自分の携帯で撮って、クラスにあげていいか聞いたらいよいよと言われてあげた。
- ・ 写真の件も、顔に描く件も、Aも楽しそうにいいよと言っていた。本人が言ったからやっちゃって、そんなに嫌だとは分からなかった。いろいろ考えると、Aがやらなかったら置いていかれる、自分とCだけで楽しそうになってしまう、というのがあって、Aは「いいよ」と言っていたのかもしれない。

<生徒Cより>

- ・ A、B、Cの三人で、ふざけて、互いに顔に落書きをし合って遊んだことが2回ある。その中でAの顔を写した写真を、面白いと思ってクラス LINE に上げた。仲が良い塾の先生にも送ったかもしれない。送る前にAの許可は取っていた。その写真を見たクラスメイトから、「こういうのはやめよう」と窘められて、それ以降はやっていない。

証言からの考察

生徒B、生徒Cから、互いにふざけ合う中で、顔に落書きをし、面白いという安易な気持ちから、Aが落書きされた顔写真をクラス LINE に流したことについて、証言を得ることができた。また、その写真について、生徒Aの許可を取ったうえで、塾の先生にも送ったかもしれないとの証言も得た。クラスメイトからの指摘と、生徒Cが指摘されて以降、行っていないことから、当事者の立場になれば、「これはよくないこと」と判断できる行為である。

8 当該事案の事実経過から認定しうる事実

調査の結果、被害生徒または被害生徒保護者から訴えのあるいじめ行為について、調査委員会としては、次のように結論付けた。

- ① 「部活動の仲間からプレイに臨む姿勢について強い言葉で責められることが令和4年の4月（1年次）から続いていた」ことについて
 - ・ 生徒Aのプレイに対する指摘は、その種目のルールにのっとったプレイを生徒Aがなかなか表現できないことに起因して、改善を求めるために行われていたとの複数の証言がある。生徒Aも言いたいことは言い返していたという証言があり、一方的に生徒Aが強く非難をされるような状況ではなかった可能性があり、この事案について調査委員会はいじめの実態を見いだすことはできなかった。
- ② 「部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いていた」ことについて
 - ・ Cの証言からは、ゲーム以外の場面でもAに対し立腹して叩いたことがあると認められることから、この件について調査委員会はいじめ行為として認定する。
- ③ 「被害生徒と加害生徒とが加入するグループ LINE に脅迫や暴言の形跡が見られた」ことについて
 - ・ グループ LINE のメッセージからは、生徒B及び生徒Cは一方的に生徒Aを責めたり、誹謗中傷したりしていたことがはっきりと見て取れる。これらのメッセージを生徒Aが見ることができる状態であったため、当該行為により生徒Aは心の苦痛を感じたことは想像に難くない。調査委員会としては、このグループ LINE への投稿（脅迫や暴言）を生徒Aに対するいじめ行為として認定する。
- ④ 「誕生日プレゼント代と称した金銭の要求があった」ことについて
 - ・ 誕生日プレゼントに係る金銭の要求については、生徒Bと生徒Cによる証言は具体的な金額は異なるものの、秋に誕生日を迎える生徒Aのプレゼントを先買い、誕生日が春先で既に過ぎてしまった生徒B及び生徒Cのプレゼントについては、生徒Aがもらった代金に相当するものにしようという約束になっていたことは一致した。しかし、友人同士のプレゼント交換を超えた金銭の要求があったかどうかについては、調査委員会によるこれ以上の事実確認は困難であると判断する。
- ⑤ 「前髪を切ることの強要があった」ことについて
 - ・ 生徒Aが前髪を切ることになったのは、生徒A、生徒B、生徒Cの中で罰ゲーム的に「じゃんけんで負けた人が前髪を切る」とするじゃんけんが行われ、その結果として負けた生徒Aが約束を果たしたということで生徒B及び生徒Cの証言は一致している。生徒Aはじゃんけんで負けたものの、約束どおりに前髪を切ることに難色を示したことから生徒B及び生徒Cは前髪を切るように生徒Aに催促をした。ゲーム上のこととはいえ、嫌がる生徒Aに対して理不尽な要求をしたことは、不適切な言動であった。よって、調査委員会としてはこの行為を生徒Aに対するいじめ行為として認定する。

⑥ 「筆記用具をトイレに流したと言われた」 ことについて

- ・ 生徒Bの証言から、筆箱の隠しあい、どちらが始めたかはわからないが、生徒A及び生徒Cの二人の間での出来事であることがわかる。この隠しあいについて、当事者の生徒Cから証言を得ることができず、この行為のいじめ性については明らかにすることはできなかった。

⑦ 「顔に落書きをし、クラス LINE 等に流す」 ことについて

- ・ 生徒B、生徒Cの証言から、面白いという理由でクラス LINE に、生徒Aの顔に落書きされた写真を流したことが確認できた。その写真を見たクラスメイトからの指摘からもわかるように、生徒Aの立場になって考えたうえでの行為であるとは言い難い。更にメディアリテラシーの観点からも、この情報（写真）が不特定多数に拡散する危険性もあることから、インターネットを通じて生徒Aに心理的な影響を及ぼす行為である。よって、調査委員会としては、クラス LINE 等に流した行為について、生徒Aに対するいじめ行為として認定する。

以上より、調査委員会は、被害生徒（生徒A）または被害生徒保護者から訴えのあるいじめ行為について、一部の訴えについては、いじめ性を見いだすことや事実関係を明らかにすることができないものがあつたが、被害生徒が叩かれていた行為、被害生徒と加害生徒とが加入するグループ LINE の中での誹謗中傷や、前髪を切ることの強要、クラス LINE に顔写真（顔への落書き）を流した行為については、いじめがあつたことを認定する。

9 調査結果と考察

(1) 被害生徒が教室に入れなくなった原因

ア 被害生徒と生徒B、生徒Cとの人間関係

被害生徒と生徒B、生徒Cとは同じ部活動に所属しており、クラスメイトでもある。3人は平時より行動を共にすることが多かった。生徒Bは以前より、被害生徒の力になることがあり、クラスの中でも生徒Bは被害生徒をフォローする存在として周りに認識されていた。このことは、生徒Bにとって負担感を覚える一因となっていた。生徒Cは、はっきりものが言える生徒で、被害生徒と衝突することもあった。生徒Cから見て、被害生徒は「嘘つき」、「頑固」、「自己中心的」と映っている面が、LINEのやりとりからも明らかであり、被害生徒は度々その面を指摘されることもあった。このようなことから、被害生徒は生徒B、生徒Cに対し、力関係的に弱い側面があったと思われる。

イ 被害生徒が悩みを深くしていく経過

被害生徒と生徒B、生徒C間で、「叩いてかぶってじゃんけんポン」など、3人独自の遊びが形作られていった。しかし、3人の関係性の中で、罰ゲームというルールが設けられるようになる。この罰ゲームは次第にエスカレートし、前髪を切るというものまで行われた。「前髪を切るか、テスト勉強をしないでテストに臨むか」という理不尽な選択肢が示され、じゃんけんの結果、被害生徒が負けることになった。仕方なく、前髪を自身で切ると、「それじゃあ、まだ長い」と言われ、さらなる断髪を強いられた。

これらのことも含めて、被害生徒は、生徒B及び生徒Cからの話や要求、顔への落書きの写真アップ等に対して、LINE上で既読スルーという意思表示をし、一定の距離を保とうとしていた様子が見受けられたものの、その被害生徒の態度に関わって、生徒B及び生徒Cから威圧的かつ批判的表現が繰り返し行われた。これらの行為が被害生徒の心身を害し、悩みを深刻化させたことは容易に想像できる。

被害生徒はPTSDの診断を受けており、被害生徒から直接被害の状況を聞くことはできなかった。今回の調査で事実関係を明らかにできなかったが、被害者の保護者からの情報によると、他にも理不尽な行為や暴力ともいえる行為を受けていた可能性もあり、被害生徒は人間関係に悩み、恐怖心すら抱いていたであろうことは想像に難くない。そして、1年次の冬の1月に、被害生徒は保護者に学校に行けないという自分の気持ちを伝え、教室に入れなくなった。

(2) 被害生徒が教室に入れなくなるまでの当該校の対応

学校が、被害生徒が人間関係に悩んでいることを認識したのは、1月16日の被害生徒保護者からの連絡が初めてであった。数日前にクラスの他の生徒が、被害生徒と生徒B、生徒Cとの関係を心配し、担任に伝えたことがあり、担任はすぐに被害生徒へ聞き取りを行った。しかし、被害生徒が、「何もないです」と答えていたこともあり、学校は被害生徒を巡る人間関係のトラブルの根が深くなっていたことに気づいていなかった。

今回の事案は、学校の目が届きづらい学校生活の外やオンラインの空間で進んでいたため、学校がいち早くいじめを察知し、早期に対応できなかったことが、いじめの重篤化へつながったと言える。

1 0 被害生徒に対する学校の対応

令和5年1月16日に被害生徒の保護者より、学校でのいじめの疑いが指摘されて以降、学校は被害を受けた生徒から、自身が受けた被害事象を聞き取り、関係生徒からの聞き取りを進めた。被害生徒は教室に行くことに強い不安感を抱いていたため、被害生徒及び被害生徒保護者と相談の上、校内教育支援センターや校外教育支援センターを拠点として生活を進めることとなった。登校時間を全校の動きから遅らせたり、校舎への入口を他の生徒と別の場所にしたりするなどして、被害生徒と加害生徒が校内で出会わないようにする対応がなされた。

このような生活が進む中で、被害生徒の保護者より新たな被害事案が後からいくつか示されることとなり、学校はその都度、事実確認に追われることになった。時間が経つにつれ、事実関係で食い違いが見られるようになった。

令和5年4月1日付で医師より PTSD の診断がおりることとなり、学校は被害生徒の心にも配慮しつつ、引き続き真相の解明を進めようとするが、加害生徒への度重なる聞き取りについても、加害側への配慮をする必要もあり、事態の解明は困難な状況に陥った。そのため、調査の主体は第三者機関となる松本市いじめ問題対策調査委員会へ移行し、学校は関係生徒たちのケアを中心に進めることとなった。

なお、被害生徒保護者の要望により、当該校が行った被害生徒へのケアを巻末に参考資料として掲載した。

1 1 再発防止に向けた提言

提言1 当該校における対応について

(1) 初期対応としての事実関係の把握

当該校は、いじめを認知した際に、速やかに事実関係の把握のために、関係生徒から聞き取りを行う必要がある。この事実関係は、1つ1つの事案に対して、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「どのくらいの頻度で」「何のために」等から把握することになる。この聞き取り過程において、加害生徒は相手に与える自身の言動の影響性を振り返り、自身の行為への内省から、いじめに係る言動を慎むことに繋がるのが期待される側面もあると考えられる。そのため、初期対応としての事実関係の把握は、きわめて重要な学校対応である。十分な事実関係の把握がなされないままに「謝罪の会」が設定されることは、「謝罪の会」後にも、加害生徒においては不満が残り、被害生徒においてはいじめ再発への不安が残り続ける可能性を払拭できない。本事案では、事実関係の把握が十分とは言えない間に「謝罪の会」が設けられたことが推察され、結果的にいじめに係る事実関係は長期間に渡っている。初期対応としての事実関係の把握は、速やかに網羅的に行うよう改善を求める。

(2) 学校いじめ対策組織による対応

いじめを認知した際には、常設の学校いじめ対策組織が早期の対応を担うことになるものの、本事案への主な対応者は、教頭や担任など限定的である様子がうかがえる。特に、初期対応において、学校いじめ対策組織に属する複数の教職員等が連携して対応を

図っていたかについては判然としない。いじめ認知後から数か月を経た段階で、「危機対応委員会」が設置された、学校の設置者への第1報が行われたといった対応は、いじめの重大性への認識が充足していたとは言えず、本事案の進捗を俯瞰した上で、方針の決定が行われていたとは断言できない。加害、被害の別なく、関係生徒が安心して学習する環境を整えるために、学校いじめ対策組織が実効的に機能することを求める。

(3) いじめ防止対策の強化

学校は、いじめを重大化させないために、先述のとおりいじめ認知後の早期の組織的対応が必要であることのみならず、いじめの早期発見にも注力する必要がある。学校において定期的に行っているアンケートは、いじめの早期発見に資する取組みであるが、学級では記入できない雰囲気があることから記入に躊躇する生徒が一定数いることを考慮する必要がある。たとえば、持ち帰り後に記入し、教職員の立ち合いのもと提出するなど、いじめに苦しむ生徒が安心してSOSを出す機会をつくり出す工夫が必要である。

また、保護者管理の下に使用される携帯電話等を利用したSNSがいじめを誘発する懸念がある。このことから、インターネット利用に関するリテラシーを高めるために、たとえば、警察と連携した授業を開設するとともに、いじめに加担する、あるいは被害にあっていている場合は、安心してSOSを出してよいことを伝えるなど、改めて相談支援体制を周知し強化することが求められる。

提言2 松本市教育委員会における対応について

(1) 学校への指導・支援について

本事案に係る学校から教育委員会への第1報は、いじめ認知後、数か月を経て行われている。そのため教育委員会は、学校に対して適時の適切な指導・助言を行うことは困難であったと推察される。しかしながら、第1報の在り方を含めて、教育委員会は、学校に対して、重大事態の発生を防ぎ、重大事態が発生した際の適切な対応をとることができるよう、平時から、継続的に周知していくことが求められる。

(2) 教職員研修の充実

教職員の力量によって、いじめ対応に差異が生じる、いじめが重大化することは避けなければならない。そのため、教職員のいじめに対する実践力の形成は、今後も継続的に求められる重要課題である。

教職員のいじめ対応の力量形成として、具体的には、市内全小中学校の生徒指導主事が参集する会議等を活用し、教育委員会指導主事は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 | 令和6年8月改訂版）」に基づくいじめ対応を、生徒指導主事に継続的に周知することを求める。また生徒指導主事以外の教職員が、いじめの積極的な認知と早期の組織対応の重要性を認識することも不可欠である。特に、初期対応としての事実関係の把握の重要性に鑑み、仮想事例をもとに聞き取りを疑似体験するなど、実践に直結する研修機会の設定を求める。また、何より、日常行われている授業（道徳を含む）が、生徒の興味関心を引き出し、個別に適した学習内容となれば、生徒

は自発的に教科学習に取り組むことが期待される。生徒を魅了する学習により引き出される自発的な取り組みは、自尊感情の向上や授業とは関係ない行動の相対的な低減に寄与することが期待される。魅力的な教科学習を実現するための研修講座を設け、積極的に参加するよう教職員に周知していくことを求める。

1 2 終わりに

文部科学省調査「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国的にいじめの重大事態の発生件数は年々増え続けている。特に、令和4年度の発生件数は919件であったのに対し、令和5年度は1306件と、約42%と急増している。この状況において、学校はいじめを重大化させない対策を講じることが不可欠であるとされている。当該校において、被害生徒は1年次から人間関係についての悩みを抱き続けていたが、被害生徒が教室に入れないと訴えるに至るまで、学校は被害生徒の変化に気付くことができず、結果として相談に乗るなどの対応は実現しなかった。さらには、学校では察知しづらいSNSの世界の中で、誹謗中傷性の高い言動が向けられ続けたことにより、被害生徒の心はさらに傷ついていったことは想像に難くない。このことにより、被害生徒のかけがえのない、たった一度しかない中学校生活の半分近くを自身の学級で過ごすことができなくなったことに対する当該校の責任は看過できない。

一方で、被害生徒の保護者は、被害生徒のケアに全力を尽くすとともに、被害生徒の「学校へ戻りたい」という思いに寄り添い続けた。学校対応に思うところが多々あったはずであったと拝察するが、被害生徒の今の思いが学校へ伝わり、必要な支援を生み出していけるように学校に働き掛け、定期的に支援会議を重ねるなどの努力によって、被害生徒への学校支援は適切なものとなり、被害生徒の学校復帰につながったと考えられる。改めて、保護者の努力に敬意を表したい。

今後、二度とこのような生徒を生まないように、改めて本事態について十分に振り返るとともに、本報告書の内容を十分に理解し、提言内容を生かし、最大限の努力をすることを強く望むものである。

(参考資料) 当該校が行った被害生徒へのケア

1 被害生徒へのケアを進めるうえで、当該校が配慮したこと

当該校は月に1回、生徒本人と保護者、校長、教頭、担任で支援会議を行い、生徒本人の現状や今後の願い、家での生活の様子や保護者からの要望を聞き取ったり、当該校での生活の様子を保護者へ伝えたりすることを継続して行った。このように、被害生徒自身が語る生活の感触や、今後への願いを核として、当該校としてできる支援を構築していくことを基本姿勢とした。

2 被害生徒と相談しながら実施してきた当該校側の配慮の具体

(1) 加害生徒と被害生徒が校内でなるべく接触しないようにする配慮

被害生徒の「加害生徒と会うのが怖い」という声を受け、当該校への入口を他の生徒と別の場所とし、さらに登下校の時刻を全校とずらすことで、加害生徒との接触がなくなるようにした。また、学校生活の拠点を校内教育支援センターまたは校外教育支援センターにすることとした。このような配慮により、被害生徒は自習がベースとなるが、心理的には安心した生活を送ることができるようになった。

(2) 担任と被害生徒本人が顔を合わせて対話をし、相談に乗る

学級担任は定期的に被害生徒に会いに行き、雑談をしたり、今の気持ちを聞いたり、当該校で今進んでいることや行事の参加について、本人の意思を生で確認するようにした。配布物についても、本人の前で一つ一つ内容を確認するなどして、味方になる大人が近くにいることを実感してもらえるようにした。

(3) 学級編成への配慮

当該校では、1年次から2年次に上がる際に学級編成を行う。被害生徒及び被害生徒保護者の要望を受け、加害生徒と学級が分かれるように編成を行った。

(4) 学校行事への参加についての配慮

3学年はじめの修学旅行には参加したいという本人の願いを受け、3学年職員は修学旅行の行程や職員配置を見直すことにした。加害生徒の学級の動線と被害生徒の学級の動線が重ならないように計画をするとともに、被害生徒には常時職員がつくようにし、安心感をもてるようにした。このような配慮の中で、被害生徒は修学旅行を楽しむことができた。

(5) 学習成績のつけ方の見直し

校内教育支援センターや校外教育支援センターでの生活で課題となったことは、保健体育、美術、技術・家庭、音楽の評価であった。3観点のうち、「思考力・判断力・表現力等」と「主体的に学習に取り組む態度」の一端については、他の生徒と同じ空間で学習をしていなくても評価に反映できる部分を研究してきたが、「知識及び技能」に関する、特に技能をみることについては、成果物の過程と成果物を示すことが難しかった

ため、評価をつけることができないことが課題となっていた。

被害生徒本人は全日制の高校への進学を強く希望していたため、学校が抱える評価の課題と向き合う中で、少しずつ教室の仲間と一緒に授業に参加することを目指そうとした。学級担任は、本人の願いを尊重しながらも、心的負担が少しでも減るように、段階的に教室で授業を受けることができるように、はじめはオンラインで朝の学級の時間に入ることから始め、次に校内教育支援センターのある棟の近くの教室を利用する教科から参加できるようにした。そして、もとの教室でも授業を参加してみたいという願いを受け、学級担任は学級の仲間に被害生徒の事情を伝えたうえ、廊下で加害生徒と接触することがないように、始業のチャイムが鳴ってから入室してもよいこと、終業のチャイムが鳴る少し前に教室を出てもよいことを他の教科担任にも周知した。

このような中、学校は、先の4つの教科の技能面の評価については、教科担任が与えた課題の成果を動画で記録し、その動画の内容から評価を行うなど、被害生徒のみならず不登校で教室に入ることができない生徒に向けた評価の仕組みを構築していった。

こうして、被害生徒は少しずつ教室にいられるようになり、3年次のはじめには教室でいくつかの教科を受けることができるようになった。そして、2学期には他の生徒と同様に昇降口から出入りし、給食や清掃の時間も他の生徒と同様に活動できるようになり、高校進学と卒業に向け、クラスの仲間とのかけがえのない時間を過ごすことができた。